■個人事業者と不動産管理会社の方式による違い

		不動産の所有者	法人へ移転できる所得 (①②は管理費)	オーナーの所得	親族への給与
	個人事業者	オーナー	なし	家賃収入から経費を 差し引いた額	※親族はほかに仕事を持つ ことができない。業務に応 じた金額であることが必要
不動産管理会社	①管理委託方式	オーナー	家賃収入の10%程度	家賃収入から管理費と 経費を差し引いた額	0
	②一括転貸(サブリース)方式	オーナー	家賃収入の10~15%程度	家賃収入の85~90%程度	0
	③不動産保有方式	法人 ※建物を法人所有とし、土地 はオーナーからの借地	不動産収入のすべて	法人から支払われる地代	0

上に建物を建てた場合は借地権 域において、他人所有の土地の す。借地権の取引慣行がある地 ナーに支払う地代と移転費用で 移転費用は築浅ほど高くなる 借地権の無償返還で課税回避

が発生するため、法人はオーナ ここで注意したいのが、オー 策としても有効です。 もしくは少額で取得しているこ もらうことで所得が分散されま 移転し、親族は法人から給与を 税が発生してしまいます。その とが多いため、多額の譲渡所得 することができるため、 与の支払いによって親族へ移転 す。それに加えて、すべてオー て地代を支払うのが一般的です。 ため、建物のみ法人へ移転し、 ナーに帰属していた財産を、給 土地は法人がオーナーから借り 法人へ不動産収入のすべてが

多いため、節税対策になると思 います。③は建物の建て替えの 式でも親族へ移転できる金額が 新しい建物ほど費用が高くなる 所有するオーナーは、①②の方 ぶなどの判断も必要となります。 ため、帳簿価額の低い物件を選 などの移転費用が発生します。 には、登記費用や不動産取得税 また法人が建物を購入する際 まとめとして、多くの物件を

今回の解説

矢上税理士事務所 (東京都豊島区)

1級ファイナンシャル・プランニング技能士

とになります。

矢上 隆司氏

個人の顧問税理士業務を中心に、経営者を取り巻く法人 税・所得税・相続税などの総合的なコンサルティング業務を得意 とする。不動産オーナーの節税や相続対策、相続申告・譲渡所 得申告などの資産税案件も多数手がけている。

価は帳簿価額と同じであると考 却する場合は、取得費と売却価 える場合が多く、帳簿価額で売 額が同額になり、 譲渡所得は発 ーに別途、借地権利金を支払う

生しません。

がれている場合、取得費が不明

一方、土地は先祖代々引き継

ります。支払わない場合、法人 円」の権利金を支払う必要があ 00万円×60%=4800万 とができます。これにより、 ので、この受贈益を回避するこ すれば、将来、借地権をオーナ 法人税が課されてしまいます。 の受贈益4800万円に対して は4800万円の借地権を贈与 地権割合が60%の場合、「80 ーに無償で返還することになる 償返還に関する届出書」を提出 により取得することになり、こ 人は底地の地代のみを支払うこ ただし、税務署に「土地の無

仮に8000万円の土地で借

などと綿密に相談したうえで、 超えるような場合です。 実行に移してもらいたいと思い 対策は異なるため、 所有物件や家族構成などにより いずれにしても、オーナーの 顧問税理士

み合わせてもいいでしょう。 用できます。①~③の方式を組 際に法人名義にすることでも活 ナーの課税所得が800万円を **人税などの税率を踏まえ、オー** 法人化する目安としては、法

95 地主と家主 2025.4